

Okinawa GO! DO!

正月でりびる

じょうがち



2012年9月9日のオスプレイ配備に反対する沖縄県民大会

民主主義が問われるオスプレイ配備

弁護士 加 藤 裕

オスプレイは、たかだか海に過ぎない。どっここの国が「ミサイル」発射実験をやつたなどと騒いでいる人たちが、少人数の兵士を着上陸させるだけの兵器を本気で「日本防衛」のために必要と主張しているのは、本当に不思議だ。

それはともかく、オスプレイの沖縄配備は、日本にはまだ民主主義が実現していないことを再認識させられる事件だつたといえる。

辺野古の新基地建設のための環境アセスメントをやり直せ、という訴訟で、昨年3月、SACO合意当時の日本側担当者であつた高見沢将林元防衛省防衛政策局長を尋問した。96年のSACO当時、米軍側は新基地にオスプレイを配備する予定を明記するよう求めていたのに対し、高見沢氏ら日本側は、新基地はあくまでも「ヘリ基地」であるとして隠蔽するよう求めた。日本政府は、このときから実際に配備する直前まで15年間、オスプレイのこととは知らない、とシラを切り続けた。配備を明記すると県民の反対がより強くなり、新基地建設に支障が生じると考えたからであった。そして、高見沢

氏は、このカラクリが明らかになつた昨年時点でも、尋問に対し、守秘義務があるとしてオスプレイ配備の交渉経過をまったく明かそうとした。本当に配備が必要となるならば、それを国民に明らかにして説得するのが政治の役割であるはずなのだが、残念ながらそとはなつていないのである。

昨年9月9日のオスプレイ反対県民大会は、とても印象的な大会だった。家族連れやクラブ活動の子どもたちなど、あらゆる人々が集まっていた。そこに県民の総意があつた。そして、県内すべての自治体で配備反対決議がなされ、全首長が反対意思を表明した。民主社会であれば、せめて日本政府は、アメリカに対して、これだけ地元の反対があるので配備をいつたん延期して代替策を検討してほしい、と要求するはずである。しかし、わが国政府は、アメリカに対しても一切異議を述べず、有無を言わざず沖縄県民に押しつけた。

こういう民主主義の成熟していない日本の政治を変えることこそが、オスプレイや米軍基地に悩まされない平和な沖縄をつくる道なのだ。

衆院選を顧みて

—改憲阻止の視点から—

弁護士 阿波根 昌秀

一、自民二九四、民主五七、維新的会五四、公明三一、みんなの党一八、未来の党九、共産党八、社民党二、国民新党一、新党大地一、

右が今回の総選挙の結果です。

公約違反の民主党の凋落は当然の結果でしょですが、わずか三年前の総選挙で国民党から総すかんを喰らった自民党が大巾に議席をとりもどし、ウルトラ右翼の維新的会が第三党の位置を占めるようになつたことは、異様と云うほかありません。

しかし、このような結果となつたからと云つて、自民・維新が国民から圧倒的支持を得たのではありません。

戦後最低の投票率と云われる五九・三%（小選挙区）で、自民が獲得した票は前回より一六六万票も減らし、全有権者数の三〇%にも達しません。同党は小選挙で有効投票の四割台の得票で八割もの議席を得ています。これは、小選挙区中心の選挙制度のいびつなさを如実に示すものと云えます。民意が正しく反映される選挙制度への改革が強く求められます。

二、自民党的安倍総裁は選挙前、「国防軍を創設する」、「集団的自衛権を行使できるようにする」と発言し、憲法九条改正の姿勢を明確にしていました。同総裁は選挙後、「まずは憲法九条を改正したい」と

一見トーンダウンしたような発言が多くなりました。これには深い意図が隠されています。ここで憲法をひもといてみましょ

憲法九六条第一項

「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会がこれを発議しなければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」

右に云う「各議院の総議員の三分の二」とは、衆議院及び参議院のいずれの議院においても現に存在する議員の三分の二を意味するものであり、両議院の現在議員数の合計の三分の二ではありません。この条項によりわが国の憲法改正の要件は非常に厳しいものとなっています。（講学上は硬性憲法と云います）

従つて憲法を改正するには衆議院で二〇名、参議院で一六二名（二四二の三分の二以上）の賛成が不可欠です。（逆に八一名で阻止できる）

ところで憲法改正のための具体的な手続を定める法律（憲法改正手続法）が二〇〇七年五月一八日に公布され二〇一〇年五月一八日に施行されました。この法律の第六八条の三には、憲法改正原案の発議は内容において関連する事項ごとに区分して行う旨の規定があります。従つて、例えば憲法九条の改定の発議と議院内閣制を改訂する発議を一緒にすることはできません。

同党は日米同盟を強化し集団的自衛権を行使すべきと強く主張していることから、今後自民党を右サイドから突き上げ、改憲世論の盛り上げに馬鹿力を發揮するおそれがあります。来る夏の参議院議員選挙では「憲法改正」が從来のいずれの選挙よりも比較にならない程大きな争点となるはずです。この大政治戦を勝ち抜くために、政治戦略の転換、変更も考えなければなりません。

「保守・革新」「共産・社民・未来・公明」等の枠を越えた改憲阻止の大連合の構想を模索すべきだとは言えないでしようか。

赤ちゃん誕生～誰が誰の子どもでしょう？～



兵之丞くん
へいのじょう
2011年10月13日生



直央くん
なお
2011年11月27日生



泰陽くん
たいよう
2012年5月16日生



麻智ちゃん
まち
2012年8月14日生



緒乙ちゃん
おと
2012年9月17日生



恒平くん
こうへい
2012年12月23日生

易ではないでしょう。そこで安倍は九条の改正を今直ちには提案せずに、先ずは憲法第九六条を改正し、憲法改正の要件を緩和する（例えは二分の一で発議できると改訂する等）方針をとったと云えます。このことは安倍・石破自民党が先を見据えて一步確実に改憲の歩みをはじめたもので、まさに危険な動きそのものとみなればなりません。

三、この選挙で維新的会が五四議席獲得したのも不気味です。同党の石原代表は尖閣問題に關し、「我々日本人はどうすべきか、中国に対し「強い態度で臨む」とか「寄れば斬るぞ」と威嚇するには何が必要かを考えるべき秋ではないか。」とか「現時点でも通常兵器での戦闘なら、海軍でも空軍でも日本が遙かに上でしよう。中国の空母なんか、ソ連の中古で「張り子の虎」もいいところ、艦載機の離発着訓練だって口々にやつていな代物。向こうが軍艦を出すと云えば、こっちだって軍艦（イージス艦）を出すと云えばいい。」等々、尖閣防衛は日本人自ら闘う覚悟を示すべしだと吠えてています。

同党は日米同盟を強化し集団的自衛権を行使すべきと強く主張していることから、改憲世論の盛り上げに馬鹿力を發揮するおそれがあります。来る夏の参議院議員選挙では「憲法改正」が從来のいずれの選挙よりも比較にならない程大きな争点となるはずです。この大政治戦を勝ち抜くために、政治戦略の転換、変更も考えなければなりません。

今度の選挙勝利の勢いに乗つて、安倍が直ちに憲法九条の改正を企てたとしても、衆議院では発議ができるが、参議院では容



初! アフリカ!

弁護士
赤嶺朝子

昨年3月末、野生のゴリラに会いに、初めてアフリカ大陸に上陸しました！

沖縄から目的地のウガンダ共和国までは、ドバイ経由で約1日かかり、やはりアフリカ大陸は遠いなど感じました。

歩いていて女性等の姿がありました。家の周りには主食のバナナの木が何本も植えられており、平地では紅茶畑が、山の斜面にはバナナ畑が広がっていました。このような風景は、移動する街々で見られました。

一般家庭には電気はほとんど通っていませんが、観光客が宿泊する施設には電気・水道が通っていました。首都カンパラにはショッピングモールもあり、今後も先進国のような開発を進める方向だそうです。また、これまで人々の間で紛争が起こっても、集落の年長者がそれぞれから話を聞いて解決していくようですが、近年はこのような解決方法ではなく裁判に訴え出る事が多くなり、人々も都市化していくそうです。

アフリカの中でも比較的緑が多いウガンダでも、ゾウやライオン、ゴリラ、チンパンジー等の野生動物の生息地は、国立公園に限られており、また、山はバナナ畑などに農地化されており、国立公園以外にはほとんど自然が残っていない印象でした。その地域にある自然是その地域で保全していかなければ代替がきかなくな

ウカニタに行く前のアーリカのイノベーションで、自然が残っている国だと漠然と思つていましたが、食べ物も携帯電話もあり豊かな暮らしをしているなど感じました。また、私は復帰後の生まれのため昔の沖縄を知りませんが、人々のゆづくりした動きや風景が写真で見る戦前の沖縄の風景に似ているなど感じました。

今年も残されたやんはるの自然那覇空港第二滑走路の建設が予定されている大嶺海岸の自然を守るためにまた頑張りたいと思います。楽しい旅行をしたり、自然環境を保全できるのは、平和が前提にあると思い

、その脇には集落が点在し、各集落には果物やイモ、野菜等が店頭に置かれている小さな商店やウジ（おそらく）の肉がそのままぶら下がつてある。青空店舗が並んでおり、大きな樹の下には成人男性が集まつておしゃべりをしたり、携帯電話を掛けている人、野外でミシンをしている人、頑丈に大

國立公園の中にも、村があり、カバがいる水辺の横では少年たちが水遊びをしていたり、村人が船をだして漁をしており、ライオンが住んでいる場所で地元の人があちこちで活動していました（國立公園化することで村ごと退去させられた村もあったそうです）。

お目当てのゴリラやチンパンジー、ライオン、シマウマ、ゾウ、カバ等の動物は、ウガンダの場合、それぞれ異なる國立公園により、それぞれの國立公園では訓練を受けたガイドが同行していなければ入園できなかったり、等観察のルールが決められており、野生動物に負担にならないように配慮がなされていました。

の沖縄を知りませんが、人々のゆづくりした動きや風景が写真で見る戦前の沖縄の風景に似ているなど感じました。

野外でミシンをしている人、頭に大きな荷物を乗せてせられた村もあつたそうです。国立公園内の宿泊施設は、イギリスの植民地時代の名残があり、日本のビジネスホテルより快適でした。



主食のバナナ(黄色)ととうもろこし(白)

弁護士会のお仕事

弁護士 横田 達

2012年度、沖縄弁護士会の会長となつたのは当事務所所属の加藤弁護士。私も、弁護士会の理事として、主に総務を担当しています。

さて、弁護士会って何をしてい るんでしょう。

弁護士会そのものは、強制加入の職業団体ですが、弁護士法という法律に基づく存在だというところに特色があります。そして、「基本的人権の擁護」を掲げる弁護士法1条を受け、弁護士会も、人権問題についての取り組みを行なっています。

例えば、国際的な子の連れ去りを国内で実施するための国内法の整備が進められています。この条約そのものは是非ともかく、これが国内で実施されれば、国際結婚の日本人女性の割合が全国が高い沖縄においては、大きな影響が出ることでしょう。しかも、その国内法においては、裁判管轄が東京家裁と大阪家裁の2か所に限定されてしまう可能性が高く、離島県である沖縄の人間にとっては、

著しい負担となるおそれがありま す。そこで、沖縄弁護士会では、県選出の国会議員に要請行動を行なうなどして、東京や大阪だけに管轄を限定するべきでないことを訴えきました。

上記は一例ですが、このほかにも、基本的人権の扱い手となる法曹養成の問題や、墜落のリスクが高く生命、身体、財産の安全を脅かす危険な航空機オペラレイの問題などの人権問題についての取り組みを進めてきています。

もちろんこののような人権課題のほかにも、会としての意思決定、裁判所や検察庁などとの間の連携、マスコミとの意見交換、さらには会員の登録事項の変更や会費の減免など会員の身分に関するものから日常業務的なものまで、弁護士会では、日々いろんな業務が取り扱われています。

年末、ある大先輩の言葉を聞く機会がありました。100歳近い年齢にもかかわらず、力強く人権の擁護を訴えるその姿に、弁護士のるべき姿を見たような気がしました。

然

自 喜 多

弁護士

メートルを超える、地上30階の県内最高層のマンションが二棟建つ計画で、同じ敷地にはオフィス・商業施設やホテルなどが入るビルがほぼ完成している。

新都心地区は1987年に米軍より返還された後、急速な発展が進んだ場所である。マンション棟を含む一連の計画は、本土の大手企業が中心となり、「地域再生」を標榜して「亜熱帯庭園都市」を形成しようと/or>するもので、これを沖縄の経済発展の象徴のように捉える風潮もあるが、実態は地域再生とはかけ離れた、住民不在のまちづくりの象徴と言わざるを得ない。

実はこの高層マンションは、片側一車線の幅員6メートル程度の細い道を隔てて、住宅の建ち並ぶ地域と隣接しているが、これはゾーニングによる

景観の変更、排気ガス、大規模な交通渋滞などに悩まされることになる。

このような事態に至つたのは、都市計画を無視した開発優先のまちづくりが背景にある。もともと今回の計画地区は、返還後の跡地利用計画以来、ビルの建設が進んでいる。

那覇市役所の移転用地（公有地）とし

て第二種住居地域に指定され、その周辺には低層住宅用地が割り当てられました。しかし那覇市は2006年ころから、本来売却が禁止されていたこの公有地を民間に売却をすることを企図し、この土地の用途地域を将来「近隣商業地域」に変更する約束のもと購入希望者を募り、周辺地区と比較して不適に低廉な価格で現在の事業者が売却後約束どおり近隣商業地域に変更してしまった。

もともと都市計画法や建築基準法

により、容積率違反等を理由とした

訴訟にも発展している。

さらに問題なのは、都市計画の主体であるはずの住民が全く蚊帳の外に置かれていることである。建築協定の締結に向けた話し合いも実現していない。

高層ビルが複数建つと、周囲の風流れが変化し、ビルの間を突風が吹く（ビル風）ことが知られている。昨年9月の台風17号により、建設中のビルの窓ガラスが破損、それが近隣住宅のベランダに飛来し、住宅の窓ガラスが割れるという被害も現に発生している。

これらの被害に関して住民側から説明の要求がなされたが、当初仲介役の役割を約束したはずの那覇市や、当事者たる事業者は説明会すら開催する様子がない。

地域の経済発展は、地域住民がその規制を設けているが、那覇市は開発側の利益になるように意図的に変更してしまったことになる。実際、事業者は緩和された容積率（400%）よりもぎりの計画（399.69%）を立案

しており、容積率違反等を理由とした

訴訟にも発展している。

さらに問題なのは、都市計画の主体

であるはずの住民が全く蚊帳の外に

置かれていることである。建築協定の

締結に向けた話し合いも実現してい

ない。

高層ビルが複数建つと、周囲の風

流れが変化し、ビルの間を突風が吹く

（ビル風）ことが知られている。昨年9

月の台風17号により、建設中のビルの

窓ガラスが破損、それが近隣住宅のベ

ランダに飛来し、住宅の窓ガラスが割

れるという被害も現に発生している。

これらの被害に関して住民側から説

明の要求がなされたが、当初仲介役の

役割を約束したはずの那覇市や、当事

者たる事業者は説明会すら開催する

様子がない。

地域の経済発展は、地域住民がその

規制を設けているが、那覇市は開発

側の利益になるよう意図的に変更

してしまったことになる。実際、事業

者は緩和された容積率（400%）ぎ

りぎりの計画（399.69%）を立案

していない。実際、事業者は緩和さ

れた容積率（400%）よりもぎりの計

画（399.69%）を立案

していない。

地域の経済発展は、地域住民がその

規制を設けているが、那覇市は開発

側の利益になるよう意図的に変更

してしまったことになる。実際、事業

者は緩和された容積率（400%）ぎ

りぎりの計画（399.69%）を立案

していない。

地域の経済発展は、地域住民

ひとりでも多くのハンセン病「非入所者」に補償金を

弁護士 上原智子

「ハンセン病『非入所者』」とは、耳慣れ
ない言葉かもしません。

ハンセン病は、らい菌による感染症で、
末梢神経が麻痺したり、皮膚がただれた
ような状態になるのが特徴です。感染力
は非常に弱く、適切な医療を受ければ治
癒する病気です。

かつて、ハンセン病患者は激しい差別
の対象となり、国策として療養所に入所
させられ、墮胎手術などを受けさせられ
てきました。沖縄も例外ではありません
でした。ただ、沖縄のハンセン病患者は、
比較的の症状が軽く、患者数も多かった上、
米国民政府（琉球政府）時代に制定された
「ハンセン氏予防法」が療養所からの退
所と外来・在宅治療を認めたこともあり、
療養所に入所せず、通常の社会生活を送
りながら外来診療を受診する患者も
少なくありませんでした。それが

いわゆる「ハンセン病『非入所者』」です。
「非入所者」は、療養所に隔離されるこ
とはありませんでしたが、強烈な差別を
おそれ、患者であることは家族にも知ら
れてはならないと細心の注意を払いなが
ら暮らしてきたと聞きます。その精神的
負担感、孤独感がいかほどのものだったで
しょうか。他人と深く交わることができ
ず、結婚をあきらめたり、職を転々とした
りした方もいます。

このような「非入所者」も、政府がすす
めた隔離政策によって大変な苦労を強い
られたため、一定額の補償金や給付金の支
払いを受けることができます。補償金等
の支払いを受けるには、提訴が必要です。
しかし、「非入所者」は、横のつながりが
ほとんどなく、それを知らない方が少なく
ありません。最近も、県内の非入所者52
8人のうち84%にあたる44人が未提
訴であることが報道されました（2011
年10月28日琉球新報）。

ひとりでも多くの「非入所
者」に請求権があることを
知つていただきたい、そして支
払いを受けることを希望する
方には提訴のお手伝いをさせ
ていただきたい、そう切に願つ
この頃です。

請求権は
16年まで
ハンセン病
非入所者 和解期限迫る
県内84%未提訴

2012年10月28日「琉球新報」

沖縄にも“どんぐり”があるって、知っていますか？

事務局 東江民枝



マテバシイのどんぐり

かく言う私も、どんぐりが沖縄にあることを
知らず、この歳にして初めて本物の、それも樹
になつている緑色のどんぐりを見て「ほんも
のだー！」と感動すら覚えました。

吹くあのイタジイの木
の頃にモコモコとブ
ロッコリーのように息
りが、ここ沖縄にあり
ます。やんばるの森に
生きるオキナワウラジ
ロガシの実です。新緑
も小さいながら、どん
ぐりの実をつけます。

かく言う私も、どんぐりが沖縄にあることを
知らず、この歳にして初めて本物の、それも樹
になつている緑色のどんぐりを見て「ほんも
のだー！」と感動すら覚えました。

吹くあのイタジイの木
の頃にモコモコとブ
ロッコリーのように息
りが、ここ沖縄にあり
ます。やんばるの森に
生きるオキナワウラジ
ロガシの実です。新緑
も小さいながら、どん
ぐりの実をつけます。

初めて入った沢では、そのせせらぎや木々
の匂い、お肌に良さそうなしつとりとした心
地よい空氣に癒されました。そんな山歩きの
中、林道からは目に付かない山中で、バリカン
で削ったよつた伐採現場を目の当たりにし衝
撃でした。伐採された山は殺伐とし、切られた
木々が乾燥して、歩くと「バキバキッ」と何と
も痛々しい音を立てます。林業という名目で
天然林を切り開き、そこに違つ種類の樹を植
えます。切った木の多くは安価なチップ材に
加工されます。伐つて造林すると国や県から
補助金が出ます。税金がやんばるの森の伐採
に使われているのです。この林業のために林
道をつくるといつてまた多額の補助金が出ま
す（この補助金をめぐって住民訴訟が継続中）。
山に行くようになって知りましたが、やんば
るには網の目のように林道が走っています。
台風の後には、木々が林道に覆い被さり、法面
は崩れ、赤土がおき出しなっていました。赤
土で染まつた川が海に流れ込み、海をも真つ
赤に染めています。大好きな海がこうも変
わり果て、生き物たちはどうなっているのか
と悲しく、また憤りを覚えました。

このやんばるの問題を知つてから、山と海、
自然との繋がりをより強く感じます。広い森
を見たら、伐られているのはわずかじやない
かという人もいるかもしれません。しかし、そ
の伐採によりヤンバルクイナもノグチグラも
リュウキユウヤマガメもハブもたくさんのや
んばるの生き物たちは住みかを奪われ、生き
ていくことができなくなります。生態系の破
壊は拡がっていくのですから。

このやんばるの森を守り、ステキなやんばる
の森を広めたいと、やんばるの森を見守つて
きた人々と弁護士が2012年4月に起ち上
げたのが「やんばるDONぐりーず」です。こ
れまで伐採現場の調査に参加したり、新たな
伐採計画への抗議声明、観察会等を行いまし
た。今後は定期的な観察会の開催、カレンダー
や絵はがきの作成等々計画しています。今年
は巳（ハブ）年。「やんばるDONぐりーず」の
本格的な始動にびつたりの年です。あなたも
一緒にやんばるを歩いてみませんか？

追伸：5月に写真展の開催が決まりまし
たーぜひご参加ください。

はじめまして～入所のご挨拶

弁護士 白 充

はじめまして。
2012年12月か
ら沖縄合同法律事務所で弁護士として勤務してい
る白充(ペー
くちゅん)です。

私は、福井県敦賀市で生まれました。中学までは福井、高校3年間は愛知、大学4年間は東京(その間実家は大阪、大学院3年間は埼玉で過ごし、修習地は沖縄を選びました。

在日朝鮮人3世として生まれた私は、私と同じ在日朝鮮人の方々の様々な悩みに対応できるようになりたいと思い、弁護士を志しました。修習地として沖縄を選んだ理由は、自らの独特的文化を守りつつ、新しい時代に対応し、現実と向き合って生きていこうとする沖縄の方々の姿に、感動と共感を抱いたからです。

修習のため初めて沖縄に来た私は、歴史、文化、民族、基地、生活、笑顔、怒り、涙、闘い、争い、不安、そして明るい未来、その全てが複雑に絡み合つこの土地の現実に、強い衝撃を受けました。同時に、その複雑さは、戦争と分断、支配と抵抗を抱え続ける私たち在日朝鮮人と重なる部分があると感じました。

修習中は、沖縄での就職も考えながら、在日朝鮮人である私が在日朝鮮人の多くない沖縄という土地で

何ができるのか、やはり当初の志のままに在日朝鮮人が多い土地で働くべきではないか、幾度となく悩みました。

しかし、沖縄県外で就職活動をする中で、私自身の国籍変更が採用条件であったり、事務所で受任する事件以外は受任しないことが採用条件であったりと、私は自らが受け入れ難い現実に直面しました。そのような中、修習先でもあった沖縄合同法律事務所は、私の国籍はもちろん、私の志や思いを理解してくれました。

尊敬できる先輩弁護士、頼れる事務員、明るい雰囲気、私(在日朝鮮人)への理解。沖縄県外での就職活動を重ねる度に、沖縄合同法律事務所の魅力を知ることになった私は、ここで就職を希望するに至りました。

先に述べた私の悩みは、未だに解決できていません。

しかし、これから出会う事件一つ一つに真摯に向き合いながら、その悩みを解決していくかと思います。

そこで、弁護士として、国籍や民族、日の色や肌の色、生い立ちや信条に関係なく、全ての人の悩みに正面から向き合い、その人がその人として生まれてきたことを誇れるような人生を歩めるよう、全力で手助けをさせていただきたいと思いま

す。

まだ未熟ではありますが、一生懸命に頑張っていきますので、これからよろしくお願いいたします。

事務局 金城 朋子
初心に戻ること、自分含め家族の健康管理第一でがんばります。

事務局 前田 大一

子どもと一緒に早寝早起きできるように心がけます。

事務局 川平 恵子
慌ただしい日常に流されず、「考える」「感じる」ことを意識して過ごしたいです。

憲法普及協議会事務局
山吉 まゆみ

事務局 小林 拓也
二児の父となりまして、体力勝負になります。

事務局 東江 民枝
「柔」身も心も柔らかく。

事務局 川平 恵子
慌ただしい日常に流されず、「考える」「感じる」ことを意識して過ごしたいです。

事務局 小林 拓也
二児の父となりまして、体力勝負になります。

事務局 東江 民枝
「柔」身も心も柔らかく。

事務局 川平 恵子
慌ただしい日常に流されず、「考える」「感じる」ことを意識して過ごしたいです。

事務局 小林 拓也
二児の父となりまして、体力勝負になります。

事務局 川平 恵子
慌ただしい日常に流されず、「考える」「感じる」ことを意識して過ごしたいです。

事務局 喜多 自然
マラソン挑戦!

弁護士 上原 智子
子どもの目線とペースで、せめて気持ちは大きめにても、息抜き名人を目指すぞ!

弁護士 麻智
まーちーでーす♪の歳♪

弁護士 麻智
事務所にヨガ部が発足しました。おいていかれないので頑張ります。

弁護士 麻智
9条を世界に!

今年もどうぞよろしくお願い致します。 沖縄合同法律事務所所員一同

発行／沖縄合同法律事務所 T900-0021 那覇市泉崎2-2-5那覇民主診療所ビル4階 電話(098)853-3281代 FAX(098)853-8356